

令和2年度防府市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和3年2月4日（木）

14:00～14:55

防府市役所 1号館3階 南北会議室

議題

1 諮問事項

基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の各保険料率を令和2年度と同率に措置する。

また、それぞれの賦課限度額についても、令和2年度と同額とする。

2 説明事項

- ・国民健康保険料率及び賦課限度額
- ・令和2年度国民健康保険事業特別会計決算見込
- ・令和3年度国民健康保険料率及び賦課限度額（案）
- ・令和3年度軽減判定基準額
- ・新型コロナウイルス感染症への対応

○ 出席委員（13人）

（被保険者代表）

田村 正信、石田 浩三、末富 豊利、山田 まゆみ

（医師薬剤師代表）

神徳 眞也、木村 正統、杉山 浩一郎、椎木 康之

（公益代表）

植田 浩夫（会長）、森重 真智子、山本 佳良子

（被用者保険等保険者代表）

高田 征四郎、宮本 松典

○ 欠席委員（2人）

（公益代表）

安藤 敬子

（被用者保険等保険者代表）

弘中 克治

○ 市側出席者

池田市長、原田生活環境部長、金澤生活環境部次長、戸田保険年金課長、篠原保険年金課長補佐、三宅国保医療係長、沼田国保資格係長、松崎主任主事

○ 傍聴人

1人

課 長 　　ただ今から防府市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
ここで、市長がご挨拶を申し上げます。

市 長 　　防府市国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。
国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条の規定に基づき設置されており、国民健康保険事業の運営に関する重要な事項について審議していただくこととなっております。
現在、県内の他市と同様に、本市の国民健康保険の被保険者数も減少しており、それに伴い保険料収入は減少しております。
また、医療技術の高度化や新薬の開発などに伴い、一人あたりの療養給付費は増加しているところです。
このように厳しい財政状況ではございますが、私としては、現行の保険料水準をできるだけ長く維持していけるよう、努めてまいりたいと考えております。
本日は、令和3年度の保険料率及び賦課限度額について、御審議いただきます。
どうぞ、十分な御審議を賜われますようお願いいたしまして、御挨拶いたします。

課 長 　　被保険者代表委員、医師薬剤師代表委員、公益代表委員、被用者保険等被保険者代表委員のうち、各委員1名以上を含む半数以上の委員の出席（15名中13名の出席）により、防府市国民健康保険条例施行規則第3条の規定に基づき、本会議が成立している旨を報告します。

会 長 　　ここで本日の会議は、公開としたいと思いますが、お諮りします。

委 員 　　異議なし。

会 長 　　本日の会議は公開と決定します。
また、署名委員については、被保険者代表の山田委員、医師・薬剤師代表の椎木委員をお願いします。

署 名 委 員 　　承諾します。

<市長 諮問書を読みあげ、会長に手交>

市長 国民健康保険法第11条の規定により、以下の事項について防府市国民健康保険運営協議会の意見を求めます。

基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の各保険料率を令和2年度と同率に措置する。

また、それぞれの賦課限度額についても、令和2年度と同額とする。
よろしく願いいたします。

課長 市長は公務のため、一時退席させていただきます。

<市長 退室>

会長 諮問事項等について事務局から説明をお願いします。

課長補佐 お手元にお配りしました「諮問書」の写し、「令和2年度防府市国民健康保険運営協議会資料」及び「国保・年金の歩み」に基づき説明します。

令和2年度決算見込の構成割合について、見込額を示しておりますが、歳入、歳出とも、今後の収納状況など不確定な部分もありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

保険料率については、平成20年度に所得割、均等割、平等割の料率の改定を行って以降、本年度に到るまで、料率を据え置いている状況です。

被保険者数は、年々減少傾向にありますが、保険給付費は年々増加する傾向にあります。

この要因としては、被保険者の高齢化、医療の高度化による医療給付費の増嵩が挙げられます。

令和3年度の保険料率は、令和2年度と同率とすることにより、被保険者数の減少に伴い保険料収入見込額は減少します。

しかし、令和2年度からの繰越金を充てることにより、国民健康保険の事業運営は可能であることから、保険料率の引き上げによる被保険者の負担増は避けられると判断しております。

なお今後も、被保険者数の減少が見込まれることや、一人あたりの療養給付費が増加していることから、令和4年度以降についても、引き続き適正な保険料率の検討を行ってまいります。

また、令和3年度国保料の賦課限度額については、令和2年11月12日に開催された社会保障審議会において、今年度と同額の99万円に据え

置く方針が示されております。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響という、特殊な状況に鑑みたもので、本市の賦課限度額についても、基礎賦課額は63万円、後期高齢者支援金等賦課額は19万円、介護納付金賦課額は17万円に、据え置くことを諮問させていただきます。

なお、軽減判定所得基準については、税制改正により、給与所得控除額と公的年金等控除額が10万円引き下げられることから、保険料の軽減判定措置に影響が生じないように、防府市国民健康保険条例においては、軽減判定基準額について、基礎控除額相当分を10万円引き上げるとともに、給与所得者等が複数いる世帯について、給与所得控除等の額の減額に伴う、2人目以降の総所得金額の増額分についても調整できるよう、給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じた額を加える改正を行いました。

新型コロナウイルス感染症への対応ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免及び新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われた被用者に対する傷病手当金の支給について、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき行っているところです。

以上で説明を終わります。

会長、宜しく申し上げます。

会長 　ただ今、事務局から説明がありましたように、本日の諮問事項は、令和3年度防府市国民健康保険料率について、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の各保険料率を令和2年度と同率に措置する。

また、それぞれの賦課限度額についても、令和2年度と同額とするものでございます。

御審議いただきたいと思っております。

A 委員 　令和3年度の保険料率等を据え置くことについては、納得しましたが、一点ほどお尋ねします。

先程、新型コロナウイルス感染症への対応についての説明がありましたが、申請状況を教えてください。

課長 　保険料の減免申請については、1月末時点で111件です。
傷病手当金については、相談はありましたが、現在のところ申請はあり

ません。

B 委員 一般会計繰入金についての説明がありましたが、国は一般会計からの繰入金について、解消を求めています。

被用者保険においては、令和3年度に保険料率の引き上げを決定しているところもあります。

保険料の負担が増えるなか、被保険者の支払った保険料から、国民健康保険への財政安定化のための支援を行っています。

一般会計からの繰入金ということであれば、税金からも負担していることとなりますが、今後も一般会計繰入金は行われるのでしょうか。

また、歳入の説明の中で、令和2年度の保険料については、昨年11月の調定額を基に、令和元年度の収入実績から予想される収納率を乗じて計算されたとのことでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の収納率は令和元年度に比べ下がる可能性があります、いかがでしょうか。

課 長 一般会計繰入金については、国民健康保険法に基準が示されており、基準に定められていない目的での繰入については、委員のおっしゃるとおり、解消が求められています。

しかし、本市の一般会計繰入金については、いずれも国民健康保険法に定められた基準に沿ったものです。

また、令和2年度の保険料収入見込額については、徴収を担う収納課が算定したものであり、令和元年度の収納実績及び令和2年度の収納状況を考慮したうえで、見込額を算出しております。

会 長 ほかに意見はありませんか。

無いようですので、答申案についてお諮りします。

諮問のとおりとすることについて、いかがですか。

委 員 異議なし。

会 長 ここで答申書作成のため、暫時、休憩とします。

<市長 再入室>

会 長 休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは、答申案のとおり決定させていただき、市長に答申書をお渡し
します。

<会長 答申書を読みあげ市長に手交>

会 長 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の各保険料
率を令和2年度と同率に措置する。

また、それぞれの賦課限度額についても、令和2年度と同額とする。

市 長 国民健康保険の保険料率及び賦課限度額について、慎重なる御審議をい
ただき、感謝申し上げます。

いただきました答申の趣旨を踏まえ、健全な国保運営に、今後も努めて
まいります。

会 長 市当局におかれては、今後とも国民健康保険事業の健全かつ適正なる運
営に努められることをお願いします。

課 長 以上をもちまして、運営協議会を終了します。